

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第15期第17回島根海区漁業調整委員会が、令和2年12月10日（木）に松江市内で開催され、以下の議題について諮問等が行われました。

【議題】

- (1) 島根県資源管理方針の制定について（諮問）
- (2) マイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の制定について（諮問）
- (3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（第6管理期間のクロマグロTAC）の変更について（諮問）
- (4) 知事許可漁業の制限措置の内容等を定めることについて（諮問）
 - ・ 島根県沖合海面における小型いか釣漁業（県外船）
- (5) 島根県沖合海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について（協議）
 - ・ 委員会指示の更新
- (6) 島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について（報告）
- (7) 島根県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について（報告）
- (8) その他

委員会での検討結果は以下のとおりです。

(1) 島根県資源管理方針の制定について（諮問）

これまで「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」に基づき資源管理計画を策定し、資源管理を行ってきましたが、今後は改正漁業法に基づき資源管理方針を策定し、資源管理を行うことになりました。

資源管理計画には、資源管理の考え方とTAC魚種の漁獲可能量が一緒に定められていましたが、資源管理方針には、資源管理の考え方のみを定め、TAC魚種の漁獲可能数量については、別に告示することになります。

審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

(2) マイワシ、マアジの知事管理漁獲可能量の制定について（諮問）

このたび、国において令和3年漁期のマイワシ、マアジに係わる漁獲可能数量が決定され、島根県への当初配分数量が示されました。この決定通知に伴う知事管理漁獲可能量について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

県の管理計画の変更の概要

	令和3年1月～令和3年12月の知事管理量
まあじ	20,900トン [うち中型まき網：19,600トン]
まいわし	20,900トン [うち中型まき網：20,600トン]

(3) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（第6管理期間のクロマグロ TAC）の変更について（諮問）

クロマグロの資源管理については、第5管理期間（平成31年4月～）から都道府県間、大臣管理漁業間及び都道府県と大臣管理漁業の間で配分量の融通が可能となりました。

このたび、県内漁協に対して配分量の融通についての要望調査を実施したところ、大型魚0.3トン（抛出）と小型魚0.3トン（追加）の交換の要望があり、水産庁の仲介により配分量の融通に係る協議が整い、要望どおり、国の基本計画が変更されました。

国の基本計画変更に伴う県の管理計画の変更について審議され、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

クロマグロの第6管理期間（令和2年4月～令和3年3月）における漁獲可能量（島根県知事管理分）の概要

第6管理期間の知事管理量		
小型魚（30kg未満）	107.7トン〔うち2.9トンを留保枠とする〕	
大型魚（30kg以上）	33.6トン〔うち1.2トンを留保枠とする〕	
採捕の種類	小型魚（30kg未満）	大型魚（30kg以上）
定置漁業	30.5トン	32.4トン
くろまぐろ承認漁業	73.3トン	
その他の漁業	1.0トン	

(4) 知事許可漁業の制限措置の内容等を定めることについて（諮問）

漁業法改正に伴い、令和2年度漁期（R2年5月～R3年4月）における小型いか釣り漁業（県外船）に対する制限措置（従来の許可内容）を定めるとともに、新規許可要望があった際のために、新規許認可枠（10t以上船5隻、10t未満船5隻）を設けることについて、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

(5) 島根県沖合海面におけるふぐ浮延縄漁業の禁止について（協議）

昭和63年頃から山口県、福岡県のふぐ延縄漁船が本県沖合海面において操業するようになり、その結果、本県の小型底びき網漁船等とのトラブルが多発していたことから、平成5年1月1日より島根県海域においてふぐ延縄漁業を禁止する委員会指示を发出しています。

現行の委員会指示の有効期間が令和2年12月31日で切れることから、委員会指示の継続について審議した結果、委員会指示を継続することになりました。

《委員会指示の内容》

ア. 制限の内容

島根海区海面においては、ふぐ浮延縄漁業（スジ縄漁業）を操業してはなら

ない。

イ. 指示の有効期間

令和3年1月1日から令和5年12月31日までとする。

(6) 島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の制定について（報告）

これまで「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」を根拠として制定していた採捕数量等の報告に関する規則について、改正後の漁業法を根拠とした規則として制定し直すことになりました。

《規則の内容》

- ・やむを得ない事由がある場合を除き、報告は電子データで行う。
- ・代理人を通じて特定水産資源の漁獲量等を報告する場合には、その権限を証する書面を知事に提出しなければならない。

(7) 島根県特定水産資源の採捕の停止に関する規則の制定について（報告）

これまで「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）」を根拠として制定していた採捕停止に関する規則について、改正後の漁業法を根拠とした規則として制定し直すことになりました。

《規則の内容》

- ・漁獲の積み上がりにより知事管理漁獲可能量を超える恐れが著しく大きい場合等は、知事が告示を行い、採捕の停止を命じることができる。
- ・採捕の停止期間は、採捕の停止が発効した日の翌日から当該特定水産資源の管理年度の末日まで。
- ・国からの漁獲可能量の追加配分等により、知事が、直ちに知事管理漁獲可能量を超える恐れがなくなると認める旨告示したときは、採捕停止を解除する。

(4) その他

水産庁が漁業者をはじめとする現場関係者の希望に応じて、資源管理ロードマップに係る説明会（浜廻り）を開始することについて情報提供しました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950